

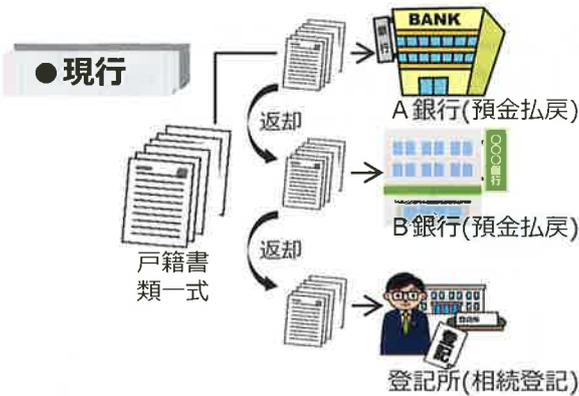
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



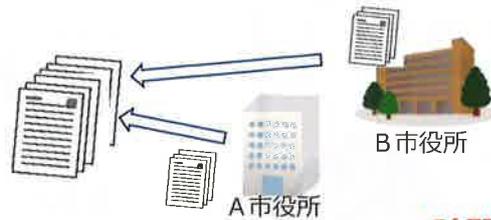
ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

未来につなぐ 相続登記



忘れていませんか?! 相続登記!!
相続した不動産についての相続登記は、
不動産の所在地を管轄する法務局に
申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも
早めに相続登記をしましょう。



私が所有者です!

相続登記をしないと発生する様々な問題

土地を売却して現金化したいが、3代前からの相続登記が必要なため、すぐに所有権移転登記ができない



所有者との連絡がとれず、災害復旧などの工事が遅れる



用地買収の話がもちあがったため、兄弟間で争いになった



相続登記をしていないと様々な問題が発生する場合があります。

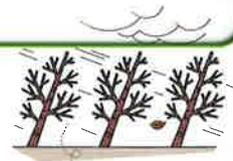
空き家を有効利用したいが、所有者との交渉ができない



地権者との交渉ができず、再開発計画が進まない



森林の所有者が分からず、山が荒廃する



相続登記申請書の様式や添付書類の確認方法

★法務局のホームページから資料を入手する
法務局のホームページ
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

★法務局の登記相談コーナーを利用する
※登記相談は予約制で、一人20分です

予約先

登記部門 ☎018-862-1174
能代支局 ☎0185-54-4111
本荘支局 ☎0184-22-1200
大館支局 ☎0186-42-6514
大曲支局 ☎0187-63-2100